

越谷市長選挙のお知らせ

投票日 10月29日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

問合せ

越谷市選挙管理委員会

☎963-9276 (投票日当日は☎963-9062)

越谷市長選挙が10月29日(日)に行われます。年齢要件や住所要件は次のとおりです。

投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が投票できます。

〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成11年10月30日以前に生まれた方

〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②平成29年7月21日以前に住民票が作成され、または、転入の届出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

7月22日以降に市外から転入した方、10月28日以前に転出した方は投票できません

平成29年7月22日以降に転入の届出をした方は、今回の選挙で投票することはできません。

また、平成29年10月28日(投票日前日)以前に越谷市から転出(転出は予定年月日で処理されます)した方も投票できません。

市内で転居した方

平成29年10月6日以前に転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できます。10月7日以降に転居の届出をした方は転居前の投票所で投票してください。

投票所は入場整理券をご確認ください。

投票所入場整理券は4名連記式

入場整理券(投票日時や投票所を明記したはがき)は、同一世帯4名までの三つ折りはがきで10月6日現在の住所に発送します。お手数ですが、ご自分の入場整理券を切り離して投票所へお持ちください。

代理投票・点字投票ができます

字を書くのに不便を感じる方、視覚に障がいのある方は投票所の投票管理者に申し出ることで、代理投票・点字投票ができます。

代理投票は、選挙人の指示する候補者氏名を投票所の代理投票補助者が本人に代わって記載します。また、視覚に障がいのある方は、投票用紙に点字で候補者氏名を記載して投票することが可能です。点字器は投票所に用意しています。

ポスター掲示場を設置します

ポスター掲示場を市内の52か所に設置します。この掲示場は候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる唯一のものです。壊したり汚したりすると罰せられます。

風などで倒れたり、ポスターがはがれたりしている場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

選挙公報は新聞に折り込みます(10月25日(水)予定)

候補者の政見や経歴、写真などを掲載した選挙公報は、新聞に折り込みます(10月25日(水)予定)。

お手元に届かないときは選挙管理委員会へご連絡ください(市役所、各地区センター、駅、郵便局、一部コンビニなどにも備えます)。

また、越谷市のホームページに選挙公報を掲載する予定です。

詳細は越谷市のホームページ(<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/>)をご覧ください。

立候補者の届出受付は10月22日(日)

立候補届出の受付は10月22日(日)、午前8時30分～午後5時、市立総合体育館会議室で行います。

開票は即日、市立総合体育館で行います

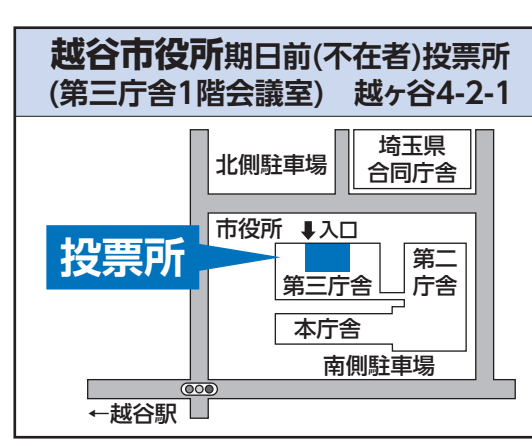
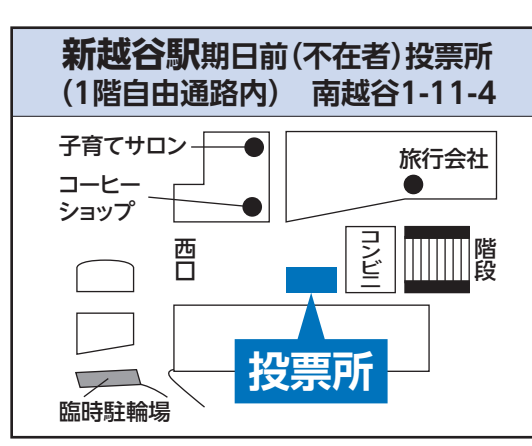
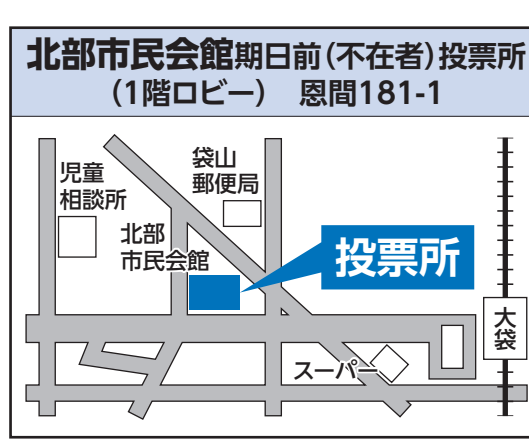
開票は、投票日当日の午後9時から市立総合体育館で行います。参観人員の上限は300人です。

期日前投票・不在者投票について

市内3か所の期日前(不在者)投票所で行う方法

投票日当日、冠婚葬祭や仕事の予定があるとき、また、レジャーなどの用事で投票区域内にいないと見込まれるときなどは期日前投票または不在者投票ができます。

期日前(不在者)投票所は市役所のほか、新越谷駅および北部市市民会館期日前(不在者)投票所



また、投・開票速報を越谷市ホームページおよび越谷市携帯サイト(<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/keitai/>)で行います。

時間は投票速報が午前9時10分から、開票速報は午後10時10分ごろからとなります。

市民会館に設けます。場所により投票時間が異なりますので、ご注意ください。

なお、新越谷駅期日前(不在者)投票所には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

期日前(不在者)投票をするときは投票所入場整理券をお持ちください。

期日前投票宣誓書に必要事項をご記入いただき投票となります。

なお、期日前投票宣誓書は、期日前投票所のほか、各地区センターにも備えます。また、越谷市ホームページからダウンロードできますので、あらかじめ必要事項を記入して期日前投票所にお持ちいただくことも可能です。

場 所	期 間	時 間
市役所第三庁舎 1階会議室	10月23日(月)～10月28日(土)	午前8時30分～午後8時
新越谷駅 1階自由通路内	10月23日(月)～10月28日(土)	午前9時～午後7時 ただし、10月28日(土)は午後5時まで
北部市民会館 1階ロビー		

指定されている施設で行う方法

指定病院、指定老人ホームなど都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。投票用紙

等の請求は、指定施設にお早めに申し出て下さい。

越谷市内の指定施設

越谷市立病院、南埼玉病院、北辰病院、新越谷病院、獨協医科大学越谷病院、越谷誠和病院、慶和病院、順天堂越谷病院、南面、十全病院、介護老人保健施設憩いの里、葵の園・越谷、嘉祥園、越谷ホーム、介護老人福祉施設憩いの里、コスモ越谷、越谷なごみの郷、キャンベルホーム、リハビリガーデン、みちみち、憩いの里すこやか、越谷さくら杜

郵便で行う方法

身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票ができる方は次のとおりです。

◆身体障害者手帳をお持ちで次の①～④のいずれかに該当する方

- ①両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の方
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の方
- ③免疫、肝臓の障がいの程度が1級～3級の方
- ④障がいの程度が①～③の程度に該当すると知事等から証明された方

◆介護保険の被保険者証をお持ちの方で要介護状態区分が要介護5の方

◆戦傷病者手帳をお持ちの一部の方

◇郵便投票証明書が必要ですが、投票用紙の請求には郵便等投票証明書が必要です。お持ちでない方は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票証明書をお持ちの方は、投票用紙の交付請求書を添えて請求してください。

※郵便等による不在者投票における代理記載制度については、選挙管理委員会にお問い合わせください。



滞在地の選挙管理委員会で行う方法

市外の滞在が投票日当日を含めて長期にわたる場合は、左記の記入例を参考に、不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、越谷市選挙管理委員会委員長あてに、直接または郵送で投票用紙の請求をしてください。

請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙を持って滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。なお、郵送に日数がかかるので、請求はお早めにお願います。

不在者投票宣誓書兼請求書(記入例)

私は、平成29年10月29日執行の越谷市長選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであることを宣誓し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- ①氏名(ふりがな)
- ②生年月日
- ③名簿登録地(越谷市)の住所
- ④投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(方書まで)・連絡先の電話番号
- ⑤投票日当日、投票所へ行くことのできない理由(仕事、旅行など)

【投票用紙等の請求先】

☎343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市選挙管理委員会委員長あて

棄権することなく投票しましょう